

行政の窓

平成17年度 木材振興課の取組のご紹介

木材は、温かみや木の香り、湿度の調節などの特長を持つ人にやさしい資源です。また、伐採後に新たな木を植えて育てることで、地球温暖化の一因である二酸化炭素の吸収・貯蔵が進むとともに、伐採して産出した木材を、住宅や家具などに姿を変えて長く使うことにより、吸収・貯蔵した二酸化炭素を木材内に固定し続けることができる、再生産可能な環境にやさしい資源でもあります。

北海道水産林務部木材振興課では、森林づくりに伴い産出されるこうした木材を、道民の皆さんの生活の様々な場面で活用していただくことが、豊かで潤いのある暮らしの実現のみならず、適切な森林整備や地球温暖化防止への貢献、地域の木材産業の活性化につながると考えています。

そのため、産出される木材を無駄なく利用していく「林産物の新たな需要の拡大」、快適な生活・住環境づくりに向けた「木材・木製品の利用の促進」、地域の木材など林産物の付加価値を向上する「木材産業の体質強化」を柱に様々な取組を進めています。

(木材振興グループ)

平成17年度 木材振興課の主な施策

北海道森林づくり条例（第13条） 木材産業等の健全な発展

林産物の新たな需要の開拓



こあがり収納箱
(リフォーム資材利用促進事業)

- ◎木材需要促進対策事業費
 - 木材需要促進対策事業費補助金
 - ・リフォーム資材利用促進事業(リフォーム資材の企画・調査・開発)
 - 木材産業新用途開発促進事業費(林産試で開発した技術シーズの企業移転及び商品化の促進)
- ◎木質バイオマス資源活用促進事業費 **[拡充]**
 - (全道・地域レベルでの調査・検討, 先進モデル地域での資源利用システムの確立)
- ◎間伐材利用促進対策事業費補助金
 - 間伐材用途開拓事業(間伐材を使用した公共土木資材や環境保全施設等の試作・普及等)



ペレットストーブ
(木質バイオマス資源活用促進事業費)

木材・木製品の利用の促進



体験ツアー(道産材利用促進対策事業)



日常生活での利用促進
(道産材利用促進対策事業)



木の砂場で遊ぶ子どもたち
(もりのゆりかご体感事業)

- ◎木材需要促進対策事業費(再掲)
 - 道産材利用促進対策事業費
 - ・人にやさしい道産材表示普及事業
道産材表示システム確立[工場認定のための委員会開催, 普及指導]
道産材乾燥技術の確立[カラマツ等乾燥材の研修・指導]
 - ・道民との協働による「地材地消」促進事業
「地材地消」の理解の醸成[施業・加工・施設での体験ツアーの実施]
日常生活での利用促進[人工林材利用製品の展示会の開催]
学校教育での利用促進[小中学校に木製品の提供, 提供校の紹介]
住宅建設での利用促進[消費者に柱材を提供し, モデル住宅としてPR]
 - 木材需要促進対策事業費補助金
 - ・木造公共施設整備事業(学校関連公共施設の木造化・木質化)
 - ◎オホーツク森林産業振興協会事業費
(「社」オホーツク森林産業振興会において木材・木製品の販路拡大等各種取組を実施)
 - ◎間伐材利用促進対策事業費補助金
 - 農業用土木資材普及促進事業(間伐材を使用した農業用施設等の普及)
 - ◎子ども未来の森林づくり推進事業 **[新規]**
 - もりのゆりかご体感事業
(木製遊具とのふれあい等を通じた森林の循環の大切さの理解の醸成)
- 多様な手法(予算事業以外の取組)
- ◇道立施設の内装木造化・木質化
 - ◇公共土木事業等における間伐材の利用拡大
 - ◇間伐材利用製品のグリーン購入への位置づけの検討



木造化施設(道立中等教育学校(登別市))
(「木の香りあふれる道立施設」にも選定)

木材産業の体質強化



既存設備の廃棄や高次加工施設の導入
(木材産業構造改革特別対策事業)

- ◎木材産業構造改革特別対策事業費
(木材産業の構造改革を進めるため分業化・協業化等に必要の高度加工施設の整備等を実施)
- ◎木材産業活性化促進事業費補助金 **[新規]**
 - (経営者の意識改革等を目的として各種の意見交換会, 調査等を実施)
- ◎林産業振興対策資金貸付金
(林産協同組合の事業資金の貸付(融資枠: 6億円, 末端利率: 1.36%))
- ◎製材業経営安定緊急対策特別資金貸付金
(林産協同組合の製材に荷買取資金の貸付(H10 貸付け資金の原資供給のための償還期間までの計上))